

茨城県パワーアップ融資制度要項取扱基準

茨城県パワーアップ融資制度要項の取扱基準は次のとおりとする。

第1 第3条関係

倒産事業者の県指定について

(1) 倒産事業者の定義

本融資において、倒産事業者とは次の事由に該当する企業をいう。

- ① 手形、小切手等の不渡事故により、手形交換所の取引停止処分を受けたもの
- ② 会社更生法に基づく更生手続を開始したもの
- ③ 民事再生法に基づく再生手続を開始したもの
- ④ 破産法に基づく破産手続を開始したもの
- ⑤ 会社法に基づく特別清算開始の申し立てをしたもの

(2) 売掛金債権等の定義

売掛金債権等は、商品、原材料等の購入のための前渡金及び売掛金債権（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）をいう。

(3) 倒産事業者の指定基準

県が指定する倒産事業者は、原則として倒産時の負債総額が1,000万円以上あり、かつ当該倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権等を持っている県内中小企業が10社以上あるものとする。

(4) 指定手続

倒産企業の県指定手続は次により行う。

- ① 倒産企業の届出は、倒産企業の代表者若しくは清算等の責任者又は債権者集会の代表者が、倒産の日から6か月以内に別紙様式による倒産企業届出書を茨城県商工労働観光部産業政策課に提出し行うものとする。
- ② 茨城県は、倒産企業の届出書を受理したときは、速やかに金融機関、県信用保証協会等関係機関に事実関係を確認し、指定を行うものとする。
- ③ 県は指定通知を、申請者、県信用保証協会、関係商工会等に行うものとする。

(5) 指定期間

指定の期間は、倒産の日から1年以内とする。

第2 第5条関係

要項第3条中法第2条第5項第1号及び要項第3条第5号に規定する融資対象に係る融資限度額については、倒産事業者に対し有する売掛金債権等の額の範囲内とする。

第3 第9条関係

要項第3条中法第2条第5項第4号（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）、同項第5号及び同条第6項（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に規定する融資対象に係る融資申込手続等については次により行うものとする。

- (1) 融資を受けようとする者は、茨城県パワーアップ融資申込書（様式第2号の2）に別に定める書類を添えて、取扱金融機関に融資を申し込むものとする。なお、同申込書の添付書類のうち、要項第3条第4号及び第5号の認定については、原則として、取扱金融機関が市町村に対し代理申請するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、前号の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。
- (3) 取扱金融機関は、前号の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第1号の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。
- (4) 第2号の規定は、前号の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。